

参考資料

【資料1】武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

令和5年3月22日条例第14号

改正

令和6年3月15日条例第4号

令和7年3月17日条例第24号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うため、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(計画の策定)

第2条 教育委員会は、教育に関する施策の基本的な方向性を示すため、次に掲げる計画を策定する。

- (1) 武蔵野市学校教育計画
- (2) 武蔵野市学校施設整備基本計画
- (3) 武蔵野市生涯学習計画
- (4) 武蔵野市スポーツ推進計画
- (5) 武蔵野市図書館基本計画

2 前項各号の計画（以下「各計画」という。）の総体を、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

(所掌事項)

第3条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 各計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、第2条第1項の規定により策定する計画ごとに設置するものとし、教育委員会が当該計画の内容に応じて委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から前条の規定による答申の日までとする。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(計画の点検及び評価)

第7条 各計画の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき教育委員会が行う点検及び評価をもって実施するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（令和6年3月15日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月17日条例第24号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【資料２】武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

令和５年４月６日教育委員会規則第８号

改正

令和６年３月４日（教）規則第１号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

（趣旨）

第１条 この規則は、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例（令和５年３月武蔵野市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（組織）

第３条 審議会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （１）学識経験のある者
- （２）武蔵野市立小学校又は中学校の校長
- （３）計画ごとに別表に掲げる者
- （４）公募による市民
- （５）市の職員
- （６）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

２ 別表に規定する武蔵野市図書館協議会委員のうち公募による市民である者は、前項第４号の公募による市民とみなす。

（会長及び副会長）

第４条 審議会に会長及び副会長１人を置く。

- ２ 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- ３ 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- ４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、教育長が招集する。

- ２ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- ３ 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため審議会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。
- ４ 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 条例第5条の規定は、前項の規定により出席を求められた者について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「会議に出席を求められた者」と読み替えるものとする。

（点検及び評価）

第6条 各計画の策定にあたっては、条例第7条の規定により実施する各計画の点検及び評価の結果を反映するものとする。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、各計画を所管する課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年3月4日（教）規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年4月14日から施行する。

別表（第3条関係）

計画名	関係者
武蔵野市学校教育計画	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員
	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市学校施設整備基本計画	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員
	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市生涯学習計画	武蔵野市社会教育委員（第3条第2号の委員を除く。）
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員
武蔵野市スポーツ推進計画	一般社団法人武蔵野市スポーツ協会を代表する者
	武蔵野市スポーツ推進委員協議会を代表する者
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員
	障害者スポーツの振興に取り組む団体の関係者
	武蔵野市内におけるスポーツに関係する団体の関係者
武蔵野市図書館基本計画	武蔵野市図書館協議会委員（第3条第2号の委員を除く。）

【資料3】第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会委員名簿・事務局名簿

委員名簿

氏名	職名等	区分
福本　みちよ ◎	東京学芸大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
垣野　義典 ○	東京理科大学創域理工学部建築学科教授	
谷川　拓也	第一小学校校長	学校関係者
喜連　寛武	第四中学校校長	
木村　大祐	境南小学校PTA会長	PTA代表
小島　まどか	第六中学校PTA会長	
村雲　祐一	第二中学校開かれた学校づくり協議会	地域
足立　恵子	第三中学校開かれた学校づくり協議会	
澤木　宗人	青少年問題協議会境南地区委員会　委員長	
安島　知江	吉祥寺北町在住	公募市民
吉清　雅英 ※1	総合政策部長	行政
樋爪　泰平 ※2		
樋爪　泰平 ※1	財務部長	
齋藤　淳一 ※2		
真柳　雄飛	教育部長	

- ・委員の任期は令和7年7月から令和8年12月まで
- ・◎は会長、○は副会長

※1 令和8（2026）年3月まで

※2 令和8（2026）年4月から

事務局

所属	氏名
教育部教育企画課長	牛込 秀明 ※1
	月原 一浩 ※2
教育部教育企画課学校施設計画担当課長	村越 祐介
教育部教育企画課学校施設担当課長	田中丸 善史
教育部教育企画課学校改築係主査	鈴木 雄介 ※3
	岩野 杏 ※4
教育部指導課長	荒井 友香 ※1
	杉谷 努 ※2
教育部教育支援課長	祐成 将晴
教育部教育支援課教育相談支援担当課長	志賀 直樹

・所属は令和7年7月から

- ※1 令和8（2026）年3月まで
- ※2 令和8（2026）年4月から
- ※3 令和8（2026）年8月まで
- ※4 令和8（2026）年8月から

【資料4】武蔵野市教育委員会からの諮問文

7武教企第206号
令和7年7月17日

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会 会長 殿

武蔵野市教育委員会
教育長 吉 原 健

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画の策定について

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例第3条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画の策定について

2 諮問理由

将来の予測が困難な時代を背景として、個人の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により、子どもたちや学校教育を取り巻く状況が急速に変化しています。また、本市においては、公共施設が更新期を迎えると同時に、物価高騰をはじめとした社会情勢の変化への対応も求められています。

このような状況の中、本市においては、令和2年3月に策定した学校施設整備基本計画に基づき、第五中学校、第一中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築に取り組んできました。本審議会においては、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、本市の今後の学校改築計画について、審議くださいますようお願いします。

**【資料5】令和7（2025）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会
開催状況**

	開催日	主な内容
第1回	令和7（2025）年 7月17日(木)	(1) 会長、副会長選出 (2) 教育長諮問 (3) 審議会の運営、役割、策定の進め方等について ・ 現行の武蔵野市学校施設整備基本計画 (1) 武蔵野市の現状説明について ・ 児童生徒数 ・ 進学率 ・ 改築工事の実績 ・ 直近改築校のコンセプト ・ 令和6（2024）年度実施の意見聴取紹介 (5) 未来における教育を見据えた校舎のあり方について ・ 学識経験者からの説明 ・ 意見交換
第2回	9月18日(木)	(1) 第1回審議会振り返り・学校見学報告 (2) 学校教育計画を踏まえた学校施設整備基本計画の方向性説明 (3) 各種参考資料について（追加分） (4) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 武蔵野市の小中学校の適正規模について （「中学生の学び・人間関係」「教職員の職場改善の必要性」等） ・ 学校建築の観点で望まれる校舎について ・ 必要な敷地条件と財政について
第3回	11月6日(木)	(1) 第2回審議会振り返り (2) 人口推計に基づく児童・生徒数、学級数の推計について (3) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 武蔵野市の小中学校の適正規模について ・ 学校建築の観点で望まれる校舎について
第4回	令和8（2026）年 1月19日(月)	(1) 第3回審議会振り返り (2) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 適正規模を下回る中学校に対する方策について
第5回	2月25日(水)	(1) 第4回審議会振り返り (2) 第二期武蔵野市学校施設整備基本計画中間まとめ(案)について (3) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 適正規模を下回る中学校に対する方策について

**【資料 6】 令和 8（2026）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会
開催状況**

	開催日	主な内容
第 6 回	4 月 28 日（火）	(1) 第 5 回までの審議会振り返り (2) 第二期武蔵野市学校施設整備基本計画中間まとめについて ・ 中間まとめ説明会質疑応答一覧 ・ パブリックコメント ・ 児童生徒アンケート (1) 未来を見据えた校舎のあり方について ・ 学校施設整備にあたっての考え方
第 7 回	6 月 30 日（火）	(1) 第 6 回までの審議会振り返り (2) 未来を見据えた校舎のあり方について ・ 学校施設整備にあたっての考え方
第 8 回	8 月 24 日（月）	(1) 第 7 回までの審議会振り返り (2) 未来を見据えた校舎のあり方について ・ 学校施設整備にあたっての考え方（前回審議会から継続） ・ 計画・設計の具体的事項 ・ 整備スケジュールと費用の見通し ・ 整備の進め方
第 9 回	10 月 5 日（月）	(1) 第 8 回までの審議会振り返り (2) 第二期学校施設整備基本計画答申案について
	11 月 21 日（土）～ 12 月 2 日（水）	・ 答申（案）に対するパブリックコメント募集
第 10 回	12 月 21 日（月）	・ 答申

【資料 7】 主要論点に関する審議

1 審議事項

第二期計画を策定するための審議会は令和 7（2025）年 7 月に設置されました（設置期間：令和 8（2026）年 12 月まで）。審議会では、教育委員会からの諮問を踏まえ、令和 7

（2025）年度は主要論点として、子どもの学びを第一に「全市的な視点から見た中学校の適正な数」と「未来における教育を見据えた校舎のあり方」について、審議を進めました（全

【主要論点】

- ①全市的な視点から見た中学校の適正な数
- ②未来における教育を見据えた校舎のあり方



2 審議状況（令和 7 年度）

(1)本市の現状について（第 1 回審議会）

審議会として本市の現状を把握する必要があるため、第 1 回審議会では事務局から、市立小中学校の児童数・生徒数の推移、私立国立小中学校進学率、築年数、最新の改築校である第五中学校のコンセプト、令和 6（2024）年度から実施している未来の学校づくりに向けた意見聴取結果、学校改築にかかる期間・コスト等の説明がありました。

(2)国内外の取組等について（第 1 回審議会）

学識経験者である会長から、諸外国の取組、国の動向の紹介がありました。これからの学校教育の姿を考えるための観点として、①子どもの新たな学び②教職員の協働体制③多様なアクターとの連携という 3 つの観点を提案がありました。

同じく学識経験者である副会長から、建築面における最新の学校づくりの考え方や他自治体の最新の学校建築の紹介があり、子どもたちの生活動線上に図書や教材を配置するなど、校舎全体に学びの機会が散りばめられた校舎について説明がありました。また、PLACE to Prepare for life～学校は社会に出る準備の場所である～という設計の基盤となる考え方について説明がありました。

(3)第四期武蔵野市学校教育計画について（第 2 回審議会）

学校改築の検討にあたって、本市の学校教育計画を踏まえることが必要であるため、委員である教育部長から、令和 7（2025）年度からスタートした第四期武蔵野市学校教育計画について説明がありました。同計画は、教育理念「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育む」とその実現のため、方針 1「学校での子どもの育ちや学びを支える基盤をつくる」、方針 2「自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む」、方針 3「多様性を生かし、社会を形成する力を培う」を掲げています。

(4)未来における教育を見据えた校舎のあり方について（学校見学会、第2～3回審議会）

審議会では、9月12日に本市で最も新しい改築校である大野田小学校と第五中学校の見学会を実施しました。第五中学校については、改築して半年という非常に新しい学校でした。両校の校長、副校長と意見交換を行い、校舎の良いところと実際に使ってみてわかった課題等を聞きました。

第2回審議会においては、第四期武蔵野市学校教育計画の教育理念についての説明も踏まえて、未来における教育を見据えた校舎のあり方について審議を重ねました。

審議会としては、下記の内容を提案し、令和8（2026）年度にさらに審議を深めていきます。

【校舎のあり方に関する審議会からの提案】

- 時代に応じて求められる教育活動に対応できるフレキシブル*な校舎が必要である。
- 学校は地域の核。さまざまな機能、付加価値のある校舎が必要である。
- 学校は災害時の避難所にもなるので、さまざまな状況を想定してつくる必要がある。
- 子どもは荷物が多いので収納スペースを充実させる必要がある。

(5)市立中学校の敷地状況・市の財政状況について（第2回審議会）

今回審議の中心となる中学校の適正な数について、現状の中学校の敷地状況を確認するため、事務局から各中学校の敷地面積・許容建築面積*・許容延床面積*・立地特性の説明がありました。

また、市の直近の財政状況について、委員である財務部長から説明がありました。その中では、今後、学校改築が進んでいく中で、市の貯金（基金*）が減り、市の借金（市債*）が増加していくとの説明がされました。

(6)小中学校の適正規模について（第2～3回審議会）

第1回、第2回審議会と学校見学会を踏まえて、今後の学校改築を考えていくにあたり、本市にとって最善な学校規模について審議をしました。武蔵野市学校施設整備基本方針（平成27（2015）年度策定）では、小中学校の適正規模を1校7学級以上と定めていますが、この間、学習指導要領*改訂等もあり、教育活動において多様な人材との関わりが求められる中で、学級数が少ないことにより、生徒同士・生徒と教員との人間関係に配慮したクラス編制や教育活動がしにくいこと、クラス同士、生徒同士、教員同士が切磋琢磨する教育活動がしにくいなどの課題があることも踏まえて、20年以上先を見据えて、子どもの学びを第一に審議を重ねました。

【適正規模に関する審議のまとめ】

審議会としては、小中学校の適正規模については「1校12～18学級」とすることにまとめました。（小学校：1学年2～3学級、中学校：1学年4～6学級）

審議会で出された主な意見は下記のとおりです。

①教育面

《子どもの学び》

- ・多様な人との関わりの機会が多い方が、学びも発展しやすく、行事の活気も出やすい。
- ・適正規模の学校だからこそ、できることがあるのではないか。
- ・人間関係に配慮した学級編制もできるよう学級数は多い方がよい。
- ・特別な配慮を要する子や教室に入れない子が落ち着いて過ごせる場所の確保など、柔軟に対応できる教育環境づくりが必要である。
- ・地域との連携のため開かれた学校がよいが、防犯対策も必要で、そのバランスが重要。

《教員の指導体制》

- ・教員は学級数に応じて配置される。教員が互いに切磋琢磨、フォローしつつ、教材研究の時間や研修機会も得やすいよう、学級数(教員数)は多い方がよい。
- ・教員が能力を発揮するためには働きやすい学校である必要がある。そのためには、コミュニケーションが取りやすく、リラックスしやすい空間づくりが大切である。
- ・中学校の先生にも多様性があつた方がよい。
- ・講師が教えているだけでよいのかと感じていた。中学校はある程度の学級数(教員数)が必要。

②建築面

《改築中》

- ・改築中に仮設校舎で過ごす期間は、校庭が狭くなるなどの制約が生じることから、可能な限り短くすべきである。

③財政面

- ・物価高騰も考慮し、よい学校をつくることと持続可能な財政運営の両立を考える必要がある。
- ・選択と集中の投資で、魅力のある学校づくりを進めたい。

【参考】国(文部科学省)の標準

小学校・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。 <根拠：学校教育法施行規則>

(7)適正規模を下回る中学校に対する方策について（第４～５回審議会）

第３回審議会で審議会としてまとめた適正規模（１校12～18学級）で20年後の中学校生徒数を単純に割ると、武蔵野市における中学校の数は３～４校となります。ただし、地域の実態等も含めて検討する必要があるため、審議会では(6)の適正規模を下回る中学校に対する方策について、第二期計画期間中に改築予定の第二中学校、第六中学校を対象として、各委員が方策を提案したうえで、それぞれのメリット・デメリットを審議しました。委員から提案された方策は下記の３案になります。

【第二中・第六中の改築について審議会が出された方策案】

案① 第二中・第六中を再編*し統合新校を設置する。

案② 小規模であっても現状を維持してそれぞれ改築する。

案③ 義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）を設置する。

第４回・第５回審議会において、上記３案のメリット・デメリットをまとめた意見集約表に基づき、各方策の課題と解決策などについて審議を行いました。

なお、義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）については、事務局よりこれまでの検討結果として、武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画においては実施しないことになっているとの説明がありました。審議会として義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）の設置を提案する場合には、第七期長期計画策定の中での審議が必要となることに留意して審議を進めました。

【方策に関する審議のまとめ】

審議会としては、「第二中・第六中を再編*し統合新校を設置する」ことが望ましい。

《各委員の意見集約表》

	再編*	小規模存続	義務教育学校*の設置 (施設一体型小中一貫校)
メリ ット	・生徒が多様な人間関係を学べる。教員数も多くなり、様々な対応が可能となる。 ・適正規模を実現し、多様な教育活動や教員の専門性向上につながる。 ・建替え時に、既存校の敷地利用により、仮設校舎期間がゼロになる。 ・財政面のメリットが大きい。再編で生じた財源をハード面・ソフト面に充当できる。 ・旧桜堤小学校敷地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災の拠点になり得る。また坂道が少なく避難しやすい。	・一人一人が活躍する場を提供しやすい。 ・生徒や地域のコミュニティへの影響が少ない。 ・小規模校ならではの良さや、その年ごとの学校の特色を維持できる。 ・学区域はそのままとなることから、通学距離は変わらない。	・9年間を通して、体系的な教育活動ができる。 ・魅力的な付加価値のある学校にできる可能性がある。 ・新規の学校ということで前向きな印象を出しやすい。 ・（小学校と中学校を集約した施設にすることで）財政面のメリットがある。 ・境南小を義務教育学校*にできると、境南町エリアに中学生がいることで災害時に心強い。 ・学校全体（小学生・中学生）で規模をキープすることができる。
デメ リット	・学区域が広がることから、通学距離が長くなる生徒が出る。 ・学校がなくなることへの心理的な抵抗感が生じる。 ・学校施設の集約に伴い、災害時の避難所が減少する。 ・大規模校だと生徒の自主性・自立性が育ちにくいのではないか。	・建替えの時に仮設校舎が必要になり、使用できる校庭のスペースも狭まる。 ・財政面での影響が大きい。将来的に市独自の施策・サービスを縮小せざるを得ない可能性も高まる。 ・適正規模を下回る。	・十分な敷地面積を確保できない。新設に伴う心理的な抵抗感が生じる。 ・中高一貫校の人気の高い中、ニーズが少ないのではないか。 ・再度このテーマを議論することは第二期計画の第二期計画のタイムテーブルと合わないため、改築スケジュールが遅れることになる。 ・境南小に義務教育学校*を設置するには敷地面積が足りない。
対策	・通学距離が遠くなることについて、自転車通学を認めたり、学区域の弾力化を図ることで対応できる。 ・避難所が減少するが、新設校の防災機能を強化し、防災拠点とすることで対応できる。 ・大規模校でも小規模校でも生徒の主体性に大きな差はない。	・運動会や修学旅行などは、複数校で合同実施にすればよい。	

【その他の意見】

- ・地域や関係者への丁寧な説明が必要である。
- ・教育にもっと投資すべき。財政については、教育以外の分野を含め、市全体として無駄の削減が必要である。
- ・建設費が高騰しているため、建設費削減の方策を検討する必要がある。
- ・第二中のような学級数の多い学校と第六中のような学級数が少ない学校を比較する必要がある。
- ・小中学生からの意見を取ってはどうか。

【義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）設置案】

- ・境南小敷地に、境南小と境南小卒業の中学生を対象とした学校
※第4回審議会にて境南小敷地への義務教育学校*設置は困難との説明あり
- ・第六中敷地に、第六中と第二小を対象とした学校
- ・第二中・旧桜堤小敷地に、第二中と桜野小を対象とした学校

審議会が出た意見は下記のとおりです。

(1)再編*

《特徴》

- ・多様な教育活動や教員の専門性向上が実現しやすい。
- ・生徒が多様な人間関係を学べる。教員数も多くなり、様々な対応が可能となる。
- ・今後生徒数が減ることが想定されているため、子どもの学び、教員の指導体制の観点から、一定規模以上の学校であることが望ましい。そのために、学校を再編する選択肢が最善の策であると思う。
- ・中学校の生徒数・学級数が少ないと、十分な常勤教員が配置されず、足りない部分は非常勤講師等を配置する必要が生じる。この場合、講師は学校が探すことになるが、昨今講師確保が非常に難しく、十分な指導体制が構築できていない学校もある。再編により適正規模の学校となることで全教科で常勤教員が確保される。
- ・人手不足を補うため、講師が複数の学校を掛け持ちするという案も出たが、それぞれの学校で生徒や学校の特性があり、講師への負担が大きい。
- ・適正規模の学校の方がより学習環境を充実させやすい。また常勤教員が多く配置され、教員が様々なアイデアを生み出すことで、より良い学習環境が準備され、子どもの学びにつながる。
- ・学級数が多いと、生徒が人間関係で困った場合に、クラス編成で配慮が可能となる。
- ・旧桜堤小学校敷地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災の拠点になり得る。

- ・第二中学校周辺は坂道も多く、車いす利用者が避難しづらいが、旧桜堤小敷地も含め改築すると解消される。
- ・学校改築工事には3年間かかるが、再編により仮設校舎の期間をゼロにできるため、子どもへの精神面の負担軽減、財政面でメリットがある。
- ・教育の充実のために適正規模を満たせる再編がよい。それに伴うデメリットは対策を検討すべき。
- ・再編によりおおよそ50億円コストを削減できる。この財源の一部をソフト面の事業に充当可能。

《課題》

- ・現状、不登校生徒が多い、市立への進学率が低い、友人との人間関係が悪い、内申点を取りづらいなどの課題があると感じている。再編することでこれらの課題が解決するのか疑問である。
- ・内申点の付け方には基準があるため、取りやすさが学校によって異なることはない。
- ・避難所が減少するが、新設校の防災機能を強化し、防災拠点とすることで対応できる。
- ・通学距離が長くなる生徒がいるが、自転車通学を認めたり、学区域の弾力化を図ることで対応可能。
- ・再編はやめてほしい。第二中・第六中はそれぞれ良さがあ、その年の子どもたちの色もある。
- ・第二中学校と第六中学校を再編すると、子どもたちへの精神的な負担が大きい。

(2)小規模存続

《特徴》

- ・生徒や地域コミュニティへの影響が少ないため現状維持でよい。
- ・再編*を行わない場合、20年後は各中学校の学級数は2～3であり、現在の第六中学校と同規模であり、特に問題はないと感じる。
- ・小規模校ならではの良さや、その年ごとの学校の特色を維持できる。
- ・学区域はそのままとなることから、通学距離は変わらない。

《課題》

- ・第六中学校を今の敷地で建て替える場合、仮設校舎を建てると校庭が狭くなり、体育や部活動が十分に実施できない。
- ・非常勤講師を複数校兼務させる事例もあるが、講師への負担が大きく、なかなか人が見つからない。

(3)義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）の設置

《特徴》

- ・廃校や吸収合併の印象より新規の学校とすることで、前向きな印象に感じられる。
- ・魅力的な付加価値のある学校にできる可能性がある。
- ・（小学校と中学校を集約した施設にすることで）財政面のメリットがある。
- ・境南町には中学校がないため、災害時に中学生がいない状況が起こりうるが、境南小学校が義務教育学校*になると解消される。

《課題》

- ・小学生の活躍の場が少なくなる。
- ・中高一貫校の人气が高まっている中、ニーズが少ない。
- ・義務教育学校*については、武蔵野市第六期長期計画において検討され、設置しないと決まった。この方針を変更する場合、次期（第七期）長期計画策定時に議論する必要がある、学校改築のスケジュールが遅れる。
- ・境南小学校を義務教育学校*とする場合、小学校、中学校で仕様が異なることや授業編成、安全面から体育館は2つ設けたり、校庭も一定の広さを確保することが求められることから、現敷地に義務教育学校*を建設することは非常に困難である。

(4)その他

（委員意見）

- ・子どもからの意見聴取もしてほしい。
- ・再編*ありきで進んでいると思っている地域住民もいる。

(5)会長からの申し送り事項

- ・第二中、第六中の保護者、地域等の関係者には丁寧に説明すること。
- ・本審議会で、義務教育学校*の設置について意見が出たことについて、武蔵野市第七期長期計画の策定の際に報告すること。
- ・令和8（2026）年度の本審議会では、未来における教育を見据えた校舎のあり方について、より審議を深めること。

【中間まとめパブリックコメント】

- ・令和8年3月15日から4月4日まで中間まとめに対するパブリックコメントを実施。79名から意見提出がありました

【児童・生徒アンケート】

- ・令和8年3月6日から4月4日まで市立小中学校18校の小中学生（小学4年生～中学3年生）を対象にアンケートを実施し、1,259名から回答がありました。



3 審議状況（令和8年度）

(1)中間まとめに対するパブリックコメントへの審議会対応方針について（第6回審議会）

令和8年3月審議会より「中間まとめ」が公表されました。また、「中間まとめ」に対するパブリックコメントを募集し、79件のご意見が提出されました。

第6回審議会では、「パブリックコメントへの対応方針」について、各委員による審議が行われました。

意見	審議会としての対応方針
今後、生徒数が減少していくことへの対応が必要。	審議会としてまとめた適正規模を確保することにより、多様な人間関係を学べる。また、教員が多くなることで学校事務を分担でき、教員の充実した指導体制を確保できる。
教員を確保し指導体制を整えることが重要である。	
多様な人間関係を経験する必要がある。	
通学距離が遠くなることで生徒に負担がかかる。	自転車通学を認めることや学区域の弾力化などの対応が考えられる。
審議会としてまとめた適正規模に満たない学校の方がきめ細かい指導ができる。	教員の数は学級数に応じて配置されるため、審議会としてまとめた適正規模の学校ではきめ細かい指導ができる。
第二中、第六中を再編すると、第六中エリアの地域活動拠点及び避難所がなくなる。	学校が減ることについての地域への丁寧な説明が必要である。また、避難所の計画についても検討が必要である。
1学級当たりの人数を減らしてほしい。	1学級当たりの人数は国及び東京都教育委員会が定める事項のため、市の権限では対応が困難である。
未来の教育を見据えた校舎についてもっと議論すべき。	令和8年度の審議会で審議する。

(2)実績を踏まえた学校施設整備にあたっての考え方（第6回審議会）

現行の計画に基づき**建替え**を進めてきた4校（第一中、第五中、第五小、井之頭小）の実績を踏まえた学校施設整備の考え方について、事務局から説明がありました。

従来型の学び（「教える-教わる」の一方通行、知識習得重視といった「教えるための教室環境」）から新しい学び（自主的に学び方・学ぶ場を選ぶ、多様な学習方法が混在といった「学ぶための教室環境」）に授業形態が変化に合わせた学校施設整備について確認を行いました。

(3)未来を見据えた校舎のあり方（第7回審議会）

次期計画の骨子となる基本理念や基本方針、および必要な機能について審議しました。

【基本理念】子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校

子どもたちが毎日楽しみに登校し、子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校の創造を目指すとした基本理念について審議しました。

【基本方針】校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備

開放的なラーニング・コモンズを中心に配置し、さらに多様な空間を連続的に配置して校舎全体をゆるやかにつなぐという基本方針について審議しました。あわせて、「安心できる居場所」「災害時の避難所」「クールダウンスペース」「学校と地域のつながり」といった機能のあり方についても検討しました。

(主な委員意見)

- ・子どもたちが落ち着けるような空間整備の視点がもっとあるといい。
- ・学校は、子どもたちが地域のさまざまな大人と出会い、社会とのつながりを感じられる場であってほしい。
- ・災害発生時には荒天時であっても機能対応できる環境が望ましい。避難所の利用計画は、時間の経過とともに利用形態に合わせ柔軟に変更可能な施設設計とする必要がある。

(4)未来を見据えた校舎のあり方（第8回審議会）

計画・設計の具体的事項や、各学校機能のあり方について審議を行いました。

- ・学校プールについて
自校設置、拠点校設置、民間委託についてそれぞれのメリット・デメリットについて意見が出ました。委員である校長からは現場で抱える課題や現行運用の説明もありました。
- ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のための環境整備について
教室に入りづらい子どもが安心して過ごせる場所の確保が重要といった審議がされました。
- ・小学校給食について
食育のためにも自校調理を原則とすることが望ましいとなりました。
- ・計画・設計の具体的事項について
これからの学びや多様な子どもたちに対応する空間（オープンスペース、学年コモンズなど）を確保することがまとり、必要な機能を確保しながらも、施設全体の面積を適正化についても見直しをかけることとなりました。

(5)答申案（第9回審議会）

【資料 8】 地域への周知説明と意見聴取の取り組み

(1) 審議会の開催に合わせてリーフレット発行（添付資料参照）

小中学校保護者、未就学児保護者（保育園、幼稚園）、コミュニティセンターに配布。

- ・ Vol.1 令和 6（2024）年12月発行
- ・ Vol.2 令和 7（2025）年 3月発行
- ・ Vol.3 令和 7（2025）年 7月発行
- ・ Vol.4 令和 7（2025）年10月発行
- ・ Vol.5 令和 7（2025）年12月発行
- ・ Vol.6 令和 8（2026）年 2月発行
- ・ Vol.7 令和 8（2026）年 3月発行
- ・ Vol.8 令和 8（2026）年 6月発行
- ・ Vol.9 令和 8（2026）年 8月発行
- ・ Vol.10 令和 8（2026）年 9月発行



(2) ワークショップ*の開催

- ①保護者・地域・教職員対象（全 6 回） 令和 6（2024）年 7 月～ 8 月 参加者 115 名
- ②中学校生徒会対象（全 6 回） 令和 6（2024）年12月～令和 7（2025）年 3 月 参加者 34 名
- ③PTA 会長対象 令和 7（2025）年 1 月 参加者 23 名



(3) 審議経過説明会の開催

①第 2 回審議会までの審議経過説明会（市立中学校 6 校で開催）

- ・ 令和 7（2025）年10月27日（月）午前10時から11時30分…第一中学校 参加者 10 名
- ・ 令和 7（2025）年10月28日（火）午後 4 時から 5 時30分 …第二中学校 参加者 13 名
- ・ 令和 7（2025）年10月29日（水）午後 3 時30分から 5 時 …第三中学校 参加者 5 名
- ・ 令和 7（2025）年10月30日（木）午前10時から11時30分…第四中学校 参加者 4 名
- ・ 令和 7（2025）年10月30日（木）午後 3 時30分から 5 時 …第五中学校 参加者 16 名
- ・ 令和 7（2025）年10月31日（金）午後 3 時30分から 5 時 …第六中学校 参加者 5 名



③中間まとめに関する説明会（3 駅圏で開催）

- ・令和 8（2026）年 3 月10日（火）午後 6 時30分から 8 時 …芸能劇場 参加者 20名
- ・令和 8（2026）年 3 月12日（木）午後 6 時30分から 8 時 …スイングホール 参加者 27名
- ・令和 8（2026）年 3 月15日（日）午前10時から11時30分 …商工会館 参加者 14名
- ・令和 8（2026）年 3 月28日（土）午前10時から11時30分 …スイングホール 参加者 30名

④第 7 回審議会までの審議経過説明会

- ・令和 8（2026）年 7 月 1 日（水）午後 6 時から 8 時 …第六中学校 参加者 26名
- ・令和 8（2026）年 7 月 2 日（木）午後 6 時30分から …第二中学校 参加者 12名
- ・令和 8（2026）年 7 月 4 日（土）午前10時から …スイングホール 参加者 23名

⑤答申案に関する説明会（3 駅圏で開催）

- ・令和 8（2026）年11月21日（土）午前 9 時から正午 …商工会館 参加者 ●名
- ・令和 8（2026）年11月24日（火）午後 5 時から 8 時 …芸能劇場 参加者 ●名
- ・令和 8（2026）年11月25日（水）午後 5 時から 8 時 …スイングホール 参加者 ●名

【資料 9】義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）の検討経過及びこれまでの計画策定について

平成28（2016）年 2 月 武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書より

第二期武蔵野市学校教育計画にある「小中連携をさらに進めた小中一貫教育についても検討していく」を受けて、教育委員会内部に委員会を設置。「教育指導面において、小中一貫教育を検討することは有効である」との結論を出した。

平成30（2018）年 2 月 武蔵野市小中一貫教育検討委員会答申より

上記報告書を受けて、学識経験者、校長会、地域団体、行政で構成する委員会を設置。「現時点では、すべての小学校区で小中一貫教育を実施すべきか否か、実施の是非を決定する段階に至っていないと考える。そのため、教育委員会においては、小中一貫教育の実施の検討について、全市的な議論をさらに深めるよう努めていただきたい。」

平成30（2018）年11月 武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会報告書より

上記答申を受けて、学識経験者、地域団体、副市長、教育長で構成する懇談会を設置。「中学校に相当する後期課程の規模や施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活への影響のほか、地域コミュニティ等に与える影響・課題や、防災上の課題、移行期間中の課題、現状の児童・生徒数の増加や施設設置上の課題、建設費用など、本市の学校環境がおかれている現時点での状況を総合的に踏まえると、本懇談会としては、すべての小中学区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育は実施するべきではないと判断する。」

平成31（2019）年 2 月 武蔵野市第六期長期計画討議要綱より

「小中一貫教育実施の是非については、小中一貫教育あり方懇談会において、本市の学校環境がおかれている現時点での状況等の総合的な議論を行った。この議論を踏まえ、小学校区単位の施設一体型小中一貫校ではなく、従来の環境で、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指す。」

令和元（2019）年12月 武蔵野市第六期長期計画決定（計画期間：令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度）

「武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、各学校や地域の実情にあわせた多機能化*・複合化*を検討しながら、従来の学校環境のもと、学校の改築を着実に進める。」

令和 2（2020）年 3 月 第一期武蔵野市学校施設整備基本計画決定（計画期間：令和 2（2020）年度～令和25（2043）年度）

従来の学校環境を前提とした計画を策定。

令和 6（2024）年 1 月 武蔵野市第六期長期計画・調整計画決定（計画期間：令和 6（2024）年度～令和10（2028）年度）

「武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、改築事業に着手している。本調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校との統合の可否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。」

令和 7（2025）年 1 月 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画決定（計画期間：令和 7（2025）年度～令和11（2029）年度）

「武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、改築事業に着手している。学校の改築においては、地域で子どもたちを育てるという視点が大切である。今後の改築事業が予定される学校は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、改築を進める。